

県南地方における果樹園地継承対策の推進 ～産地の未来のために～

県南農林事務所農業振興普及部

1. 背景・ねらい

- ＪＡ夢みなみ白河果樹部会員は、なし、もも、りんご等の複合経営を行っている。
ＪＡへのなしの出荷のほか、消費者との直接取引や直売所での販売も多く行っている。

一方、部会員の高齢化が進んでおり、果樹部会が産地として今後も継続していくことが課題となっていた。

→第三者継承を含めた園地継承の体制を整備することとした。

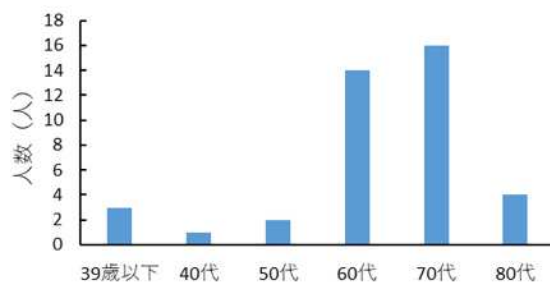


図1 果樹部会員の年齢構成

園地継承の体制づくりを進めるにあたり、部会員の今後の営農継続期間と継承可能な生産者及び園地の把握が必要であった。

2. 活動内容

(1) 栽培意向調査の実施、園地継承チラシ・園地継承マップの作成

①栽培意向調査（R4）

- ・果樹部会員へアンケート調査を実施
- ・回答を集計し、部会員の今後の栽培継続見込期間や継承可能な園地を整理

②園地継承チラシ、園地継承マップの作成（R5～）

- ・アンケート結果をもとに、継承可能な園地のチラシを作成
- ・園地継承マップ、継承可能園地一覧を作成し、事務所のホームページで公開

6 後継者の有無について伺います。
① 現在、農業に従事している後継者はいらっしゃいますか。
(後継者とは、園地を引き継ぎ、新たに代表者として取り組む予定のある方で、親族だけでなく、知人や友人、従業員である方なども含みます)。

☐ いる ☐ いない

② ①で後継者がいる、とお答えになった方に伺います。

後継者の年齢	歳	性別	男	女		
後継者との続柄	子	孫	兄弟	知人	友人	従業員
経営移譲の時期	約	年後	☐	分からない		

7 6①で後継者がいない、とお答えになった方に伺います。
ご自身で栽培の継続が難しくなった場合、果樹園、農業機械はどのようにしたい意向ですか(複数回答可)。

☐ 栽培したい人がいれば、果樹園を貸す(譲る)ことができる
☐ 栽培したい人がいれば、農業機械(S S、モアなど)を貸す(譲る)ことができる
☐ 果樹園、農業機械とも他人に貸す(譲る)ことはできない
☐ 伐採・伐根、果樹棚の撤去を行い、更地にしたいと考えている

図2 栽培意向調査の調査様式(抜粋)

(2) 活動体制の整備（R4～）

- ・ＪＡ夢みなみ白河果樹産地構造改革協議会
(事務局：ＪＡ夢みなみ、以下協議会)にて会議を開催
- ・構成員の役割を明確化

(3) 新規就農者の定着に向けた支援（R4～）

- ・R5に園地を第三者継承した生産者への支援

(4) ナシジョイント研修園の整備（R5）

- ・継承希望者が技術を習得するためのナシジョイント研修園を整備

3. 活動成果

(1) 栽培意向調査の実施、園地継承チラシ・園地継承マップの作成

①果樹部会員41名のうち、後継者がおらず、今後5年以内に栽培をやめる可能性がある生産者が15名いることがわかった。

このうち、4名が園地継承可能と回答した。

→部会員の栽培継続期間、継承可能園地を把握することができた。

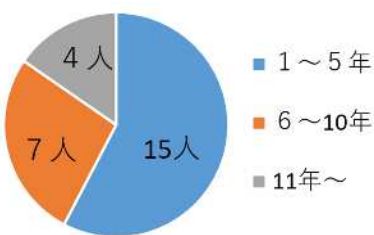


図3 今後の栽培継続見込期間



図4 園地継承の可否

※調査時に、当面栽培を継続するため現時点で園地継承を考えていないとの回答を含む。

②早期継承を希望した部会員2名の園地継承チラシを作成し、就農相談会等で配布した。また、事務所のホームページに「園地継承マップ」を公開した。

→継承希望者を募集する体制が整備できた。

(2) 活動体制の整備

協議会の連絡会議にて、就農希望者への円滑な園地継承の仕組み作りを協議した。

新規就農相談対応

(市・JA・部会・農林事務所・農地中間管理機構)

継承希望園地と相談者のマッチング

(JA・部会・農林事務所)

希望品目がナシの場合はジョイント研修園での研修を案内

図6 園地継承の仕組み

(3) 新規就農者の定着に向けた支援

①栽培意向調査の結果を就農希望者へ提供した。

→1名の新規就農者による果樹園地の第三者継承を支援した。

②栽培技術支援

定期的に巡回指導を行い、定着に向けた支援を行っている。

(4) ナシジョイント研修園の整備

協議会とナシジョイント研修園を設置し、管内外の若手生産者を中心にナシジョイント苗木の管理の講習会を実施した。

また、部会員1名が認定研修機関となる準備を進めている。

果樹園継承オーナー募集

農業法人 園地所在地：白河市大信地区

継承可能時期(目安)	2026年末頃
栽培品目	日本なし「幸水」、「豊水」等
栽培面積	270a (ジョイント樹形100a、慣行樹形170a)
継承できる農業機械	スピードスプレーヤ、トラクタ(フレールモア用、フロントローダ用)2台、自動草刈り機3台、乗用モア、出荷用2tトラック等
防霜ファン	無し
農産物販売額(参考)	1600～1800万円 (※生産費等の費用が差し引かれ、所得率は約33%となります(園主による)。)
園地継承に要する費用	継承時に一括して、農業機械の譲渡などの費用がかかります。
番主のトレーナーとしての支援	有り

ジョイント樹形や自動草刈り機があり、作業がしやすい環境です！

詳しくは、県南農林事務所農業振興普及部(☎0248-23-1565)または、JA 夢みなみ宮農産部園芸課しらかわ園芸(☎0248-52-3636)にご相談ください！

図5 園地継承チラシ



図7 講習会の様子

4. 今後の活動・方向性

(1) 園地継承希望者への迅速な情報提供

(2) 新規就農者の定着に向けた支援

(3) ジョイント研修園の継続的な運営

→産地を維持し、未来へ繋いでいく！